

### 第3回建築物等事故・災害対策部会 議事要旨

日時：平成17年10月28日（金）10時～12時

場所：国土交通省4階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、伊藤委員、大森委員、櫻井委員、島野委員、高橋委員、辻本委員、野村委員、萩中委員

（「議事1 前回議事録の確認」）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「議事2 部会名称の変更と今後の検討の進め方及び部会の公開について」）

※ 事務局より、資料2に基づいて、今後の部会の検討の進め方について説明を行い、各委員より異論ない旨の回答をいただいた。

（「議事3 エレベーターの地震防災対策に関する対応方針(案)について」）

- 消防に期待される業務拡大に伴い災害時の定常的な人員の不足が指摘されており、消防と保守会社との役割分担が必要。保守会社で出来ることは出来る限り保守会社が行うべき。
- 閉じ込めが起きた際に保守会社に電話が繋がらない場合、消防に119番通報が入っており、この対応を消防・保守会社間でどう適正に対処するか検討している。
- 早期の日常生活回復のため、最低限の縦動線を確保することについては、保守会社の行為基準というよりは、業界団体を通じて利用者等の理解・協力を依頼するといった対応となる。
- 60万台の既存エレベーターの対策が必要。地震時管制運転装置の設置のため、地方公共団体による補助も検討するべき。
- 既存エレベーターが欠陥製品とか瑕疵商品というものではないが、メーカーには製品の観察義務があると思われるので、報償責任の考え方で取り組んでもらいたい。
- 保守会社の連携により対応を早くするため、700を超えるエレベーターの機種について、安全装置などをある程度までは共通化し、救出・復旧対応を早くするといったソフト対応が重要である。
- 救出・復旧体制の強化が重要と考え、閉じ込められた乗客からの保守会社への連絡が、話中でつながらないことがないように、大手5社は電話回線を増設し、千葉北西部地震時と比べ対応力を倍増させた。また、連絡の一極集中対策

- として、着信の域外転送によるサービス拠点の広域対応化を行った。
- ユニバーサルデザインの視点から、非常ボタンの位置や連絡装置は、標準仕様として誰もがすぐに使える位置につけるようにすべき。
  - エレベーターの早期復旧については、建物自体の安全性が大前提であり、建物の安全確認後に復旧するという手順を加えるべき。
  - 平常時から地震時のエレベーターの運行方法等を周知することについて、建物の規模や用途等により対応を変えるかどうか、検討課題として欲しい。
  - 81年指針以前の既存エレベーター対策について、建築物の耐震性を考慮しつつ現行指針に適合するよう改修する努力を求める記述が必要。
  - 対策には、重要度・緊急度の濃淡がある。これを踏まえて進めるべき。
  - エレベーターの地震防災対策については、地震発生を軸にした時間軸を設定し、経過時間ごとにすべき対策を検討しておくべき。
  - 現在の項目は網羅的であり、着実に進めて欲しい。

（「議事4 大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策について」）

- 大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策について、現時点での方向性を報告。
- 天井材の種類、大空間の構造形式など様々な要素があり、一律に対策を定めるのが難しい。

（「議事5 防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置等について」）

- 防火シャッターが閉まる際の衝撃力について、自動回転ドアの回転力や、諸外国の規定との整合を取って欲しい。
- 日本自動車研究所等のデータを収集・参考として、150ニュートンという値を決めている。